

みんなで広げる「木育」活動推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 本県の森林資源は充実し本格的な利用の時期を迎えており、県産木材の消費を拡大することは、林業・木材産業の活性化を促進し、さらに森林整備が推進されることにより、地域の環境保全が図られる。また、木材を建築物や製品として利用することにより二酸化炭素が木材の中に長期固定化され、地球温暖化防止に貢献するとともに森林環境の保全に資することが期待される。そこで、木の良さや利用する意義等を広くPRするとともに、森林環境保全への理解を広めるため、木とふれあい、学ぶ取組みである「木育」活動や、県民が広く利活用する民間施設における県産木材の利用を進める民間団体等（以下「民間団体」という。）に対して、予算の範囲内において、みんなで広げる「木育」活動推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において使用する用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるところによる。

- (1) 「県産材」とは、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内で加工した木材製品をいう。ただし、合法な手続を経て伐採された宮城県産の原木を宮城県内でラミナ加工後、JAS認証工場で加工した集成材を含むものとする。また、製材品、集成材については、県内木材関係団体で設立した「みやぎ材利用センター」が県産材であることを証明した木材製品でなければならない。
- (2) 「優良みやぎ材」とは、県産材のうち「みやぎ材利用センター」が品質・規格、産地、合法性等の審査（認証検査）を行い、認証書（認証シール）を発行した製品をいう。

(交付対象等)

第3 補助金の交付対象となる事業内容、経費及び補助率は、別表のとおりとし、他の事業の補助金との重複は認めない。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。ただし、(7)木びろい表（計画）については、木質化・木製品配備等支援のみ添付するものとする。
 - (1) 事業実施設計書（事前に知事の承認を得ているもの。）

- (2) 県税納税証明書（申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- (4) 事業実施主体の規約及びそれに類するもの
- (5) 事業実施主体の予算書、決算書又はそれに類するもの
- (6) 補助金振込先口座の通帳（表紙及び見開き）の写し
- (7) 木びろい表（計画）
- (8) 施工内容が確認できる書類（見積書、図面等）（木質化・木製品配備等支援のみ）
- (9) その他知事が必要と認めるもの

（交付の条件）

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助金事業者は、交付対象事業の内容を変更又は補助金に増減が生じる場合においては、あらかじめ別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。ただし、別表の変更要件の欄に掲げる以外の軽微な変更については、この限りでない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

（事業着手報告）

第6 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第5号により知事に報告するものとする。

（事業完了報告）

第7 事業実施主体は、交付対象事業の完了後、当該事業の完了年度内に第8の規定による事業実績報告書を提出できない場合は、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第8 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号による。

- 2 第4第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、(4) 木びろい表（実績）及び(5) 優良品やぎ材及び県産材を使用したことを証明するみやぎ材利用センター発行の書類については、木質化・木製品配備等支援のみ添付するものとする。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 事業実施に係る領収書等の出納関係が分かるもの
 - (3) 木育活動実施状況の写真
 - (4) 木質化・木製品配備の施工中及び完了写真（木質化・木製品配備等支援のみ）
 - (5) 木びろい表（実績）（木質化・木製品配備等支援のみ）

- (6) 優良品やぎ材及び県産材を使用したことを証明するみやぎ材利用センター発行の書類
(木質化・木製品配備等支援のみ)
- (7) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書の規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10 第3第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請を行った事業実施主体は、第7第1項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、その金額を(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第11 事業実施主体は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出)

第12 この要綱により知事に提出する書類は、2部とする。

- 2 前項の規定による書類を提出する場合において、所轄する地方振興事務所長を経由するものとする。

(財産処分の制限)

第13 取得財産等のうち、規則第21条第1号及び第3号の規定に基づき知事が定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の不動産及びその従物、その他の財産とする。

- 2 補助事業者は、規則第21条の知事の承認を受けようとするときは、別記様式第10号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の申請等に基づき、必要な手続を執った上で、その可否を申請者あて通知するものとする。
- 4 補助事業者は、前項までの規定により行った財産処分が完了した場合は、別記様式第11号により、すみやかに知事に報告するものとする。
- 5 知事は、規則第21条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときには、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

- 3 木の香るおもてなし普及促進事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）及び木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）補助金交付要綱（令和2年4月22日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年5月21日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。